

授業科目の評価及び単位修得の認定について

1. 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間数の取得状況と当該科目の評価により行う。
2. 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所において本校の定める授業科目と同一内容の授業科目を履修している場合にあっては、学校長は本人の申し出により、個々の学習内容の評価し、本学校の教育内容に相当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本学校において履修したものと認定することができる。
 - ・ 歯科衛生士
 - ・ 診療放射線技師
 - ・ 臨床検査技師
 - ・ 理学療法士
 - ・ 作業療法士
 - ・ 視能訓練士
 - ・ 臨床工学技士
 - ・ 義肢装具士
 - ・ 救命救急士
 - ・ 言語聴覚士
3. 学校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が、本校に入学する前にすでに履修した単位について、本人の申し出により次の各号のいずれかの分野又は領域に係る既修の学習内容の評価し、本校の教育内容に相当すると認められる場合には本校の基礎分野を履修したと認定することができる。
 - (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生労働省令第50号）別表第4号に規定する基礎分野
 - (2) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生労働省令第50号）別表第4号に規定する人間と社会の領域
 - (3) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4号に規定する人間と社会の領域

4. 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
5. 成績評価は、A、B、C及びDの4段階とする。
6. 学校長は、A、B又はCの評価を受けた科目を合格とする。
7. 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかつた者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。
8. 欠席日数が各学年の出席を要する日数の3分の1を超えた者は進級又は卒業できない。
9. 欠席時間数が出席を要する時間数の3分の1以内であっても、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省厚生省令第1号）に定める各教育内容に係る単位修得に必要な時間数に満たない者については、必要な補習を行わない限り当該科目の単位修得の認定はできない。